調整額

（記載上の注意）

１．資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。

２．資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

３．「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。

４．「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

（第４面）

２．資金移動業の種別ごとの収支の状況

⑴　第一種資金移動業

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

⑵　第二種資金移動業

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				

（記載上の注意）

１．資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

２．所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以　上

［加える。］